

鳥栖駅西広場を使用するみなさまへ

1 はじめに

●鳥栖駅西広場を使用する場合は、その行為の内容により許可が必要となります。

2 許可が必要な使用行為とは

●鳥栖駅西広場でイベント等を開催するもので以下の使用行為 ⇒使用許可が必要

□集会、展示会、募金、署名活動、事業の周知活動

□業としての写真撮影、映像撮影

□広場の全部又は一部を独占的に使用すること など

※公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に許可を受けることができます。

3 使用許可を受けることができる方

●一定の公共性及び公益性が確保され、特定の者の利害とならない行為について、次の団体などが許可を受けられます。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公共的団体等

(3) 地方公共団体が支援する実施主体

(4) 公職選挙法上の選挙運動や選挙運動期間中の政治活動、政党助成法上の政党の政治活動

(5) その他、許可することが特に必要と認められる実施主体

4 使用できる日及び時間

●使用できる日…1月4日から12月28日まで

●使用できる時間…午前9時～午後10時まで（音楽演奏、BGM再生等は午前10時～午後9時まで）

5 使用できる場所と附属設備

●A園路（219㎡）

a 1 : 60㎡

a 2 : 78㎡

a 3 : 81㎡

●B中央広場（640㎡）

b 1 : 495㎡

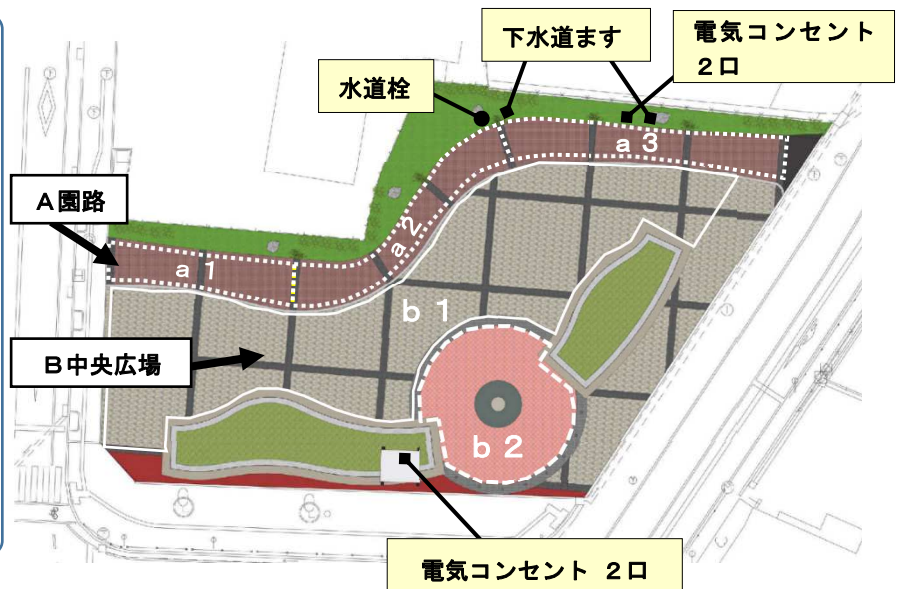
b 2 : 145㎡

●附属設備

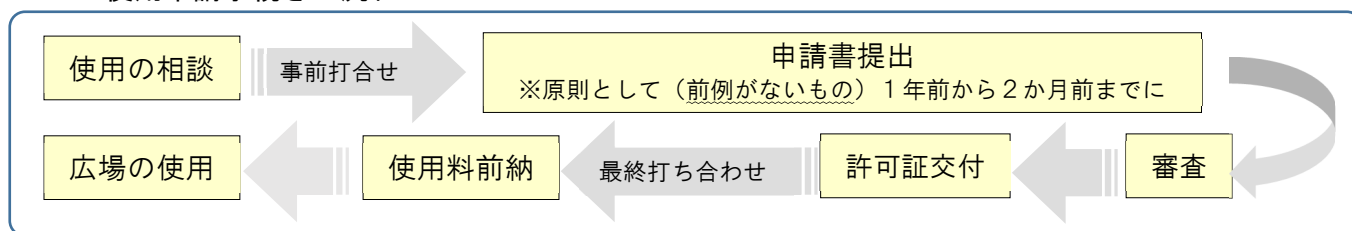
電気コンセント：2口×2箇所

給水設備（水道）：1箇所

排水設備（下水道）：2マス



6 使用申請手続きの流れ



7 使用料（税込）

●使用料

- ①広場使用：12円/㎡・日（②③以外）
- ②写真撮影：1,100円/年
- ③映画撮影：2,200円/月

●附属設備

- 電気コンセント：300円/口・日
- 給水設備（水道）：200円/日
- 排水設備（下水道）：200円/日

※給排水設備の使用が多量(2t以上)の場合、実費相当額を徴収します

<区画別使用料> ※①広場使用：12円/㎡・日の場合（1日当たり）

区画		使用料(税込)
A 園路 (219㎡)	a 1 (60㎡)	720円
	a 2 (78㎡)	936円
	a 3 (81㎡)	972円
	小計	2,628円
B 中央広場 (640㎡)	b 1 (495㎡)	5,940円
	b 2 (145㎡)	1,740円
	小計	7,680円
広場全体（A園路+B中央広場）		10,308円

8 使用料の減免

- 特別の理由があると認められるときは、使用料の減免が受けられることがあります。

9 使用申請を行うための申請書類

- （様式第1号）鳥栖駅西広場行為許可申請書…[添付書類] 計画書、計画平面図 など
- （様式第5号）鳥栖駅西広場使用料減免申請書…減免を希望される場合

10 関係機関への届出等

- 使用の内容によっては関係機関（保健所、消防署、税務署）への届出等が必要となるので、事前にご確認ください。※食品の取扱い時、火気の使用時、酒類の販売時など

11 使用上の注意点

- 一般利用者が通行できるようにすること。
- 一般利用者及び周辺地域に迷惑を及ぼす場合、イベント等の中止を求めることがあります。

12 鳥栖駅西広場の管理にあたって

- 鳥栖駅西広場の設置及び管理について必要な事項を以下の条例などで定めています。
◇鳥栖駅西広場条例 ◇鳥栖駅西広場条例施行規則 ◇鳥栖駅西広場の使用の許可に関する基準

【お問合せ先】 鳥栖市 駅周辺整備課 鳥栖市宿町1118番地
電話 0942-85-3572

よくあるご質問（Q & A）

Q 1 使用できる場所の空き状況は、どこで確認できますか？

鳥栖市ホームページ内の『施設利用状況検索』で確認することができます。

詳細確認が必要な場合は、『駅周辺整備課（☎0942-85-3572）』までご連絡ください。

Q 2 鳥栖駅西広場は、だれでも使用許可を受けることができますか？

別紙〔鳥栖駅西広場を使用するみなさまへ〕の『3使用許可を受けることができる方』に該当する場合に使用許可を受けられます。

Q 3 使用許可の申請は、何日前からできますか？

使用する1年前から10日前までに申請してください。

ただし、使用の前例が無い場合、打合わせや審査に時間がかかることがありますので、原則として2か月前までの申請をお願いしています。

Q 4 イベント等で、飲食物の調理や販売はできますか？

飲食物の調理や販売は可能です。イベント等実施時まで、保健所、消防署、税務署などで必要な手続きを行ってください。また、飲食物の調理や販売時には、ブルーシート、反射材やマットを敷く等、汚れ防止・遮熱対策を講じてください。

Q 5 広場内で花火やバーベキューはできますか？

火災のおそれがあるため、火気の使用は原則禁止しています。

ただし、キッチンカー等での調理などイベントを開催する上で必要不可欠な場合に限り許可を受けることができます。その場合、消防署への必要な手続きも行ってください。

Q 6 イベント等で、車両を乗り入れることはできますか？（キッチンカー等）

原則車両の乗り入れは禁止しています。ただし、許可を受けたものに限り乗り入れることができます。許可できる車両は**4トン積み以下の車両**（車両総重量11トン以下）とし、乗り入れできる場所は**A園路（a1、a2、a3）**とします。事前にご相談ください。

Q 7 イベント等で、アンプ等を利用することはできますか？

使用許可を受ければ音響機材も利用することができます。

ただし騒音等で周囲に迷惑を及ぼすことがないように十分ご注意ください。イベントの内容によっては、隣接地へ必要なお知らせをお願いする場合があります。

Q 8 広場での禁止行為はありますか？

鳥栖駅西広場では、誰もが安心・安全に利用できるように鳥栖駅西広場条例第3条により次の行為を禁止しています。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 火災その他の危険を生じさせること。
- (4) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (6) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある行為をし、又はそのような物品若しくは動物の類を携行すること。
- (7) 球戯、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- (8) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（市長が特に必要と認め許可したものを除く。）をすること。
- (9) その他広場の管理上支障がある行為をすること。

Q 9 広場でスケートボードはできますか？

条例の禁止行為に該当するため、スケートボード等はできません。

Q 10 自転車は乗り入れできますか？

原則として自転車は乗り入れできません。

広場内は、自転車を降りて通行してください。また、広場への駐輪はできませんので、駐輪の際は、広場東側の鳥栖駅前駐輪場をご利用ください。

Q 11 イベント等で水道（下水道）を使用できますか？

水道・下水道設備ともに使用することができます。

ただし、数が限られていますので、使用する場所が離れている場合は、各自でホースやタンクをご用意ください。下水道設備に流すことができるものは、固形物や油分を含まないものに限定します。

Q 12 イベントで複数の店舗で電気を使いたい、どうすれば良いですか？

コンセント数が限られていますので、（2口/箇所、計2箇所）、使用可能な電気量（1箇所あたり最大1,500W）の範囲内で、使用してください。コンセントが足りない場合は、各自電工ドラム等を用いて配線してください。使用電気量が1,500Wを超える場合は、各自で発電機等をご用意ください。

Q 13 複数の店舗で電気を使う場合、電気使用料はどのようになりますか？

複数の店舗で電気を使う場合は、1店舗あたり1口の使用とみなしますので、申請時に使用する店舗数を申し出てください。

Q 14 『給排水設備の使用が多量（2t以上）の場合、実費相当額を徴収します』とあるが、どのようにして確認するのですか？

水道を使用する場合、使用前と使用後にメーター数値を報告していただき確認します。

Q 15 イベント等で広場を使用できる時間は何時から何時までですか？

使用可能時間は、午前9時～午後10時までです。準備及び後片付けもこの時間内で行ってください。ただし、音響機器等（音楽演奏、BGM再生等）を使用できるのは、原則午前10時～午後9時までの間とします。